

**蕨市立文化ホールくるる 及び 蕨市立旭町公民館**

**指定管理者 募集要項**

**蕨市教育委員会**

**令和7年8月**

# 蕨市立文化ホールくるる 及び 蕨市立旭町公民館 指定管理者 募集要項・目次

<b>1</b>	<b>指定管理者の募集について</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>施設の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
	(1) 名称	
	(2) 所在地	
	(3) 施設の規模等	
	(4) 設置目的	
	(5) 沿革	
	(6) 利用件数及び稼働率、自主事業実施数等	
<b>3</b>	<b>指定管理者が行う業務</b> . . . . .	<b>4</b>
	(1) 文化ホールの運営に関する業務	
	(2) 公民館の運営に関する業務	
	(3) 施設の維持管理に関する業務	
	(4) その他施設の管理運営上、教育委員会が必要と認める業務	
<b>4</b>	<b>教育委員会と指定管理者との責任分担</b> . . . . .	<b>5</b>
<b>5</b>	<b>管理運営に要する経費等</b> . . . . .	<b>6</b>
	(1) 指定管理料	
	(2) 利用料金の設定	
	(3) 自主事業による収入	
	(4) 管理経費の按分等	
<b>6</b>	<b>指定期間</b> . . . . .	<b>6</b>
<b>7</b>	<b>申請の手続き</b> . . . . .	<b>7</b>
	(1) 申請者の資格	
	(2) 欠格事項	
	(3) 申請方法	
	(4) 提出部数	
	(5) 提出期間及び提出場所等	
	(6) 申請の取下げ	
	(7) 費用負担	
	(8) 申請書類の取り扱い	
<b>8</b>	<b>指定管理者候補者の選定</b> . . . . .	<b>9</b>
	(1) 指定管理者候補者の選定方法	
	(2) 選定基準	

<b>9</b>	<b>スケジュール</b> . . . . .	<b>10</b>
	(1) 募集要項等の配布	
	(2) 現地説明会の実施	
	(3) 質問書の受付及び回答	
	(4) 審査日	
<b>10</b>	<b>指定管理者の指定後の手続き</b> . . . . .	<b>11</b>
	(1) 指定管理者の指定及び告示	
	(2) 基本協定の締結	
	(3) 事務引継ぎ等	
	(4) 年度協定の締結	
	(5) その他	
<b>11</b>	<b>問合せ先</b> . . . . .	<b>12</b>
<b>12</b>	<b>添付資料</b>	
	・別表 1 指定管理者選定基準（審査のポイント）	
	・提出書類 一覧	
	・様式 1 指定管理者指定申請書	
	・様式 2 申請者の概要	
	・様式 3-1 共同事業体構成表	
	・様式 3-2 団体の概要（代表構成団体用）	
	・様式 3-3 団体の概要（構成団体用）	
	・様式 4 主要業務実績	
	・様式 5 事業計画書	
	・様式 6 自主事業計画書	
	・様式 7 職員配置計画書	
	・様式 8-1 収支計算書 5か年分	
	・様式 8-2 収支計算書 年度ごと	
	・様式 9 指定管理業務の準備に関する計画書	
	・様式 10 指定管理者の指定申請に係る誓約書	
	・様式 11 指定管理者指定 辞退届	
	・様式 12 現地説明会 参加申込書	
	・様式 13 指定管理者募集に関する質問書	
	・蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例及び施行規則	
	・蕨市立公民館設置及び管理等に関する条例及び施行規則	
	・別冊 蕨市立文化ホールくるる 及び 蕨市立旭町公民館 指定管理者 仕様書	

## 1 指定管理者の募集について

指定管理制度は、公の施設の管理運営に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズに対応するとともに、市民サービスの質の向上や施設設置の目的を効果的に達成することを見込んでいます。

蕨市教育委員会では、公共公益施設くるる（以下「くるる」という。）の構成施設のうち、蕨市立文化ホールくるる（以下、文化ホールという。）と蕨市立旭町公民館（以下、公民館という。）の管理運営について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項、蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例第 16 条及び、蕨市立公民館設置及び管理等に関する条例第 17 条の規定に基づき、文化ホール及び公民館を一体で管理運営する指定管理者を以下のとおり募集します。

## 2 施設の概要

蕨駅西口駅前に位置する「くるる」は、1 階が市民の交流の場となる公民館、2 階が民間保育園、3 階が演劇やコンサートをはじめ多目的に利用できる文化ホールで構成された複合施設です。

### (1) 名称

蕨市立文化ホールくるる、蕨市立旭町公民館

### (2) 所在地

埼玉県蕨市中央 1 丁目 23 番 8 号

### (3) 施設の規模等

別冊「蕨市立文化ホールくるる及び蕨市立旭町公民館指定管理者仕様書」の別紙 1 を参照のこと。

#### ア 「くるる」全体

- ・延床面積 1,700.27 m<sup>2</sup>（共有部分 162.7 m<sup>2</sup>）
- ・敷地 北側 隣地境界線まで  
西側 プロムナード境界から内側（公共施設用の駐輪場用地含む）  
南側 公園境界から内側のタイル部分（円形タイル部分は除く）  
東側 隣地境界線まで
- ・建物の構造 鉄筋コンクリート造り 地上 3 階建て エレベーター 1 基
- ・駐輪場（屋外平置き） 利用者用 67 台（利用時間 2 時間 30 分まで無料）、  
職員用 14 台（職員用はわらびネットワークステーション  
ほか、併設施設の職員分も含む）

※駐輪場の清掃等の管理は指定管理者が行います。ただし、駐輪場機器の管理は含みません。

※自主事業等の開催時、敷地内の駐輪場のみでは対応できない場合は、蕨駅西口第 2 自転車等駐車場の一部を利用者用の臨時駐輪場として、使用することができます。

## イ 1階 公民館

- ・延床面積 496.12 m<sup>2</sup>
- ・施設概要 事務室、集会室、和室、小会議室、調理実習室、倉庫、トイレ、給湯室、エレベーターホール等
- ・利用時間 午前9時～午後10時
- ・休館日 毎年12月28日～翌年1月4日  
毎月月末（館内整理日）

※指定管理者は、あらかじめ蕨市教育委員会の承認を得て、休館日及び利用時間を変更し、又は臨時に休館することができます。

## ウ 3階 文化ホール

- ・延床面積 561.19 m<sup>2</sup>
- ・施設概要 多目的ホール、マシーンルーム、会議室、楽屋1、楽屋2、ホワイエ、倉庫1、倉庫2、トイレ、給湯室、エレベーターホール等
- ・利用時間 午前9時～午後9時30分
- ・休館日 毎年12月29日～翌年1月3日

※指定管理者は、あらかじめ蕨市教育委員会の承認を得て休館日及び利用時間を変更し、又は臨時に休館することができます。

※以下のエ～カの施設は、指定管理者が管理する対象施設ではありません（共用部分は除く）。

### エ 1階 わらびネットワークステーション

- ・延床面積 43.47 m<sup>2</sup>
- ・利用時間 火曜日～金曜日 午前8時30分～午後9時  
土曜日及び日曜日 午前8時30分～午後5時
- ・休館日 月曜日、祝日及び毎年12月29日～翌年1月3日

### オ 2階 民間保育園

- ・延床面積 538.14 m<sup>2</sup>（共用部分 34.98 m<sup>2</sup>含む）
- ・建物概要 保育園、エレベーターホール等
- ・開園時間 月曜日から金曜日 午前7時30分～午後8時  
土曜日 午前7時30分～午後6時30分
- ・開園日 月曜日～土曜日（祝日及び年末年始を除く）

### カ 屋上 民間保育園用園庭

- ・園庭面積 254.07 m<sup>2</sup>
- ・延床面積 65.13 m<sup>2</sup>（共有部分）※園庭面積と別
- ・建物概要 民間保育園用園庭、倉庫1、倉庫2、トイレ、エレベーターホール等

## (4) 設置目的

### ア 文化ホール

- ・蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例に基づき、蕨市の芸術文化の普及振興を図り、もって市民の文化教養の向上に資することを目的とする。

## イ 公民館

- ・社会教育法第 20 条及び蕨市立公民館設置及び管理等に関する条例に基づき、市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (5) 沿革

昭和 32 年	地元町会や商店会の寄付により、中央 3 丁目に約 300 坪の児童遊園が設置される。
昭和 37 年 4 月	再度の寄付により、児童遊園の一角に旭町公民館開館。
平成 4 年 4 月	旭町公民館開館 30 周年記念事業
平成 14 年 4 月	旭町公民館開館 40 周年記念事業
平成 22 年 10 月	蕨駅西口公共公益施設「くるる」内に旭町公民館移転、文化ホールくるる開館
平成 24 年	旭町公民館開館 50 周年記念事業
平成 26 年 3 月	第 66 回 文部科学省 優良公民館表彰を旭町公民館が受賞

### (6) 利用件数及び稼働率、自主事業実施数等

施設名	項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
文化ホール	件 数	1,026 件	1,508 件	1,521 件	1,511 件	1,495 件
	稼 働 率	48.3%	72.7%	73.7%	72.6%	72.1%
	自主事業	7 事業	20 事業	21 事業	19 事業	20 事業
	参加者数	506 人	1,465 人	2,009 人	14,040 人	13,157 人
公民館	件 数	829 件	1,159 件	1,582 件	1,581 件	1,512 件
	稼 働 率	21.7%	30.3%	40.3%	41.1%	39.5%
	自主事業	18 事業	34 事業	42 事業	34 事業	30 事業
	参加者数	918 人	2,931 人	3,473 人	5,528 人	6,162 人

※R2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおりの対応とした。

文化ホール：4月1日～5月31日 休館

自主事業は、予定 16 事業のうち、9 事業を中止

公民館：4月1日～6月7日 休館（6月1日～7日は、窓口業務のみ受付）

自主事業は、予定 38 事業のうち、20 事業を中止

※R3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおりの対応とした。

文化ホール：自主事業は予定 21 事業のうち、1 事業を中止

公民館：自主事業は、予定 37 事業のうち、3 事業を中止

※R4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおりの対応とした。

文化ホール：自主事業は予定 21 事業のうち、1 事業を中止

公民館：自主事業は、予定 37 事業のうち、3 事業を中止

### 3 指定管理者が行う業務

#### (1) 文化ホールの運営に関する業務

- 施設等の利用に関する業務
- 利用料金の収受に関する業務
- 芸術文化の普及振興を図るための自主事業に関する業務

#### (2) 公民館の運営に関する業務

- 施設等の利用に関する業務
- 利用料金の収受に関する業務
- 各種講演会、講習会、研修会等自主講座の開催に関する業務

#### (3) 施設の維持管理に関する業務

- 施設利用者が安全かつ快適に利用できるような施設の維持管理に関する業務
- くるるの共用部分、外回りの管理、清掃等に関する業務

#### (4) その他施設の管理運営上、教育委員会が必要と認める業務

※指定管理者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。  
※詳細については、別冊「蕨市立文化ホールくるる及び蕨市立旭町公民館指定管理者仕様書」を参照してください。

#### 4 教育委員会と指定管理者との責任分担

教育委員会と指定管理者の責任分担は、原則として以下のとおりです。これらは帰責事由の所在が不明確になりやすい責任について、その方針を示したものであり、詳細については、教育委員会と指定管理者との協議により定め、基本協定を締結します。

No.	種 類	内 容	分担 ※	
			教	指
1	物価変動	物価変動に伴う人件費、物品費等経費の増		○
2	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
3	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	周辺地域・住民との協調		○
		施設の業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、軽易な改善要望への対応		○
		上記以外	○	
4	法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
		指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
5	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制度の変更	○	
		指定管理者に影響を及ぼす税制度の変更		○
6	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他教育委員会又は指定管理者いずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復に係る経費の増加	○	
7	運営リスク	施設、設備等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
8	セキュリティ	警備不能による犯罪発生		○
9	債務不履行	経費の支払いの遅延（教育委員会から指定管理者）によるもの	○	
		経費の支払いの遅延（指定管理者から第三者）によるもの		○
10	収入の減少	利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少		○
11	事業の中止・延期	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
		事業者の責任による遅延、中止		○
12	施設・設備・備品等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき場合		○
		上記以外	○	
13	第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
14	書類の誤り	仕様書等、教育委員会が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
15	個人情報の漏えい	業務を通じて取得した個人情報の漏えい		○
16	業務終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間途中で終了した場合における撤収費用		○
17	管理責任	包括的な管理責任	○	
18	その他	上記に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上、定める。		

※「教」は蕨市教育委員会、「指」は指定管理者の意

## 5 管理運営に要する経費等

### (1) 指定管理料

- ・教育委員会は、管理運営に要する経費から、利用料や自主事業等の収入（見込み額）を差し引いた額を、年度ごと予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。
- ・指定管理料の具体的な額や支払方法等は、協議の上、年度協定書で定めます。
- ・過去5年度分の指定管理料（税込み）は下記のとおりとなります。

この数値を参考に、「様式8-1・8-2 収支計算書」をご作成ください。

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
文化ホール	28,495,450	28,947,300	28,947,300	28,947,300	28,947,300
公民館	32,026,550	32,642,700	32,642,700	32,642,700	32,642,700
合 計	60,522,000	61,590,000	61,590,000	61,590,000	61,590,000

※単位（円）

### (2) 利用料金の設定

- ・施設等の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。
- ・条例及び規則に定める額の範囲内で、利用料金を設定してください。ただし、設定に当たっては、事前に市・教育委員会の承認が必要です。

### (3) 自主事業による収入

- ・自主事業とは、指定管理者が自らの責任で自主的に行う事業で、利用者等から参加費やチケット代を徴収することができます。
- ・自主事業の収益は、指定管理者に帰属します。

### (4) 管理経費の按分等

- ・くるるは複合施設のため、光熱水費等の管理運営に係る必要経費については、各施設の使用量等により算定されます。
- ・算定が困難な場合は、それぞれの支払い額について、各施設の延床面積等の割合で按分するものとします。
- ・指定管理者は、共有部分に係る経費や各施設の光熱水費等の取りまとめを行い、各業者へ支払うものとします。

※詳細については、別冊「蕨市立文化ホールくるる及び蕨市立旭町公民館指定管理者仕様書」を参照してください。

## 6 指定期間

令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日

## 7 申請の手続き

### (1) 申請者の資格

ア 埼玉県内に拠点を置く又は置こうとする法人その他の団体とします。

イ 複数の団体から構成される共同事業体で申請する場合は、以下の事項について留意してください。

(ア) 代表団体を1団体とし、構成団体及び代表者のすべてが、(2)ア〜クのいずれにも該当しないものとします。

(イ) 一申請者につき一提案とします。共同事業体の構成団体は、単独又は他の共同事業体の構成団体として、申請を行うことはできません。

※「共同事業体」の例として、維持管理会社、警備会社等、それぞれ得意分野を生かした施設の管理運営を想定しています。

### (2) 欠格事項

次のいずれかに該当する団体は指定を受けられません。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札等への参加が制限されている団体

イ 会社更生法、民事再生法等により、更生又は再生手続きを開始している団体

ウ 破市の入札参加資格に関し、指名留保、指名停止の措置を受けている団体

エ 市税、法人税、消費税及び地方消費税等の国税又は地方税を滞納している団体

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、指定の取り消しを受けたことがある団体

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の利益となる活動を行う団体

キ 暴力団法第2条第6号に規定する暴力団員その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)若しくは暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、若しくはその業務の補助者として使用し、又は暴力団員等の利益となる活動を行う団体

ク 代表者等(役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者をいう。)が暴力団員等である団体

※選定委員会委員及び本件業務に従事する本市職員等に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触をした事実が認められた場合、失格になることがあります。

**(3) 申請方法** ※別添「提出書類 一覧」を参照のこと。

申請に当たっては、以下の書類等を提出してください。ただし、選考委員会における審査の過程において、追加資料の提出を求める場合があります。

- ア 様式1 指定管理者指定申請書
- イ 様式2 申請者の概要
- ウ 様式3-1 共同事業体構成表 ※共同事業体での申請のみ
- エ 様式3-2 団体の概要（代表構成団体用） ※共同事業体での申請のみ
- オ 様式3-3 団体の概要（構成団体用） ※共同事業体での申請のみ
- カ 様式4 主要業務実績
- キ 様式5 事業計画書
- ク 様式6 自主事業計画書
- ケ 様式7 職員配置計画書
- コ 様式8-1・8-2 収支計算書 ※5か年分、年度ごと
- サ 様式9 指定管理業務の準備に関する計画書
- シ 様式10 指定管理者の指定申請に係る誓約書
- ス 法人等の登記簿謄本（申請日前3か月以内に発行されたもの）又はこれらに準ずる書類
- セ 直近1年間の国税の納税証明書
- ソ 直近1年間の地方税の納税証明書
- タ 直近2年間の損益計算書とその他これに相当する書類
- チ 直近2年間の貸借対照表、財産目録その他これに相当する書類
- ツ 直近2年間の団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- テ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支計算書
- ト 定款、寄付行為、規約その他これに類する書類
- ナ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類その他これらに相当する書類
- ニ その他、申請者が必要と思われる書類（任意）

**(4) 提出部数**

- ・ア～シについては、正本1部、副本7部を提出してください。
- ・ス～ニについては、正本1部、副本5部を提出してください。
- ・共同事業体による申請の場合は、カ及びス～ナについては、各構成団体が上記の指定部数を提出してください。

**(5) 提出期間及び提出場所等**

- ア 提出期間 令和7年9月16日（火）～9月19日（金）  
各日とも午前8時30分～午後5時15分
- イ 提出場所 蕨市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課（蕨市役所3階）
- ウ 提出方法 上記の提出場所に直接、ご持参ください。郵送は不可とします。

## (6) 申請の取下げ

申請を取り下げる場合は、「様式 11 指定管理者指定 辞退届」を提出してください。

## (7) 費用負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

## (8) 申請書類の取り扱い

- 申請書類の提出後、提案内容の修正等の申し出は一切受け付けません。
- 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、教育委員会は指定管理者候補者の公表や指定管理者に指定された場合等、必要に応じて公文書として無償で使用できるものとします。
- 申請書類は、蕨市情報公開条例に規定する公文書として、同条例に基づく開示請求の対象となり、条例に定める非公開情報が記録されている部分を除き、原則として開示されます。

## 8 指定管理者候補者の選定

指定管理者の選定はプロポーザル方式を採用し、指定管理者候補者を一団体選定します。選定に際し、指定管理者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置し、審査を行います。

### (1) 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、非公開による選定委員会において、以下(2)の選定基準及び「別表1 指定管理者選定基準（審査のポイント）」に基づき、提出書類及びプレゼンテーション等による審査を行い、選定基準に最も適合する応募者を指定管理者候補者とします。

なお、審査の結果は、すべての応募者に文書で連絡します。

### (2) 選定基準

- ア 利用者の平等な施設利用が確保されていること。
- イ 地域の特性等を生かした事業展開及び、市民の生涯学習活動の支援ができること。
- ウ 芸術文化の普及振興を図る事業展開ができること。
- エ 個人に関する情報の適正な取り扱い及び、非常時等の危機管理対策が講じられていること。
- オ 関係法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な施設運営ができること。
- カ 本施設の管理を安定して行う能力（経営基盤）を有し、効率的な運営ができること。
- キ 本施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ク 管理に関する経費を縮減するものであること。

## 9 スケジュール

公募から指定までの主なスケジュールは以下のとおりです。

No.	日程	内容
1	令和7年8月4日（月）	募集要項等の配布
2	8月4日（月）～21日（木）	現地説明会の参加申込
3	8月22日（金）	現地説明会
4	8月25日（月）～29日（金）	質問書の受付
5	9月9日（火）	質問書の回答
6	9月16日（火）～19日（金）	申請書の受付
7	10月上旬	選定委員会によるプレゼンテーション 及び面接審査の実施
8	11月上旬	選定結果の通知
9	12月	指定管理者の指定議決 指定管理者指定の告示
10	令和8年1月上旬	基本協定の協議
11	1月～3月	事務引継ぎ開始
12	3月下旬	基本協定の締結
13	4月1日（水）	年度協定の締結・業務開始

### （1）募集要項等の配布

- ア 配布期間 令和7年8月4日（月）～9月19日（金） 土日祝日除く  
各日とも午前8時30分～午後5時15分
- イ 配布場所 蕨市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課（蕨市役所3階）
- ウ その他 募集要項等の様式は蕨市ホームページからもダウンロードできます。

### （2）現地説明会の実施

文化ホール及び公民館において次のとおり説明会を開催します。

- ア 開催日時 令和7年8月22日（金）午後2時～午後4時
- イ 説明会場 旭町公民館（蕨市中央1丁目23番8号）  
当日は公民館1階ロビーにお越しください。
- ウ 申込方法 「様式12 現地説明会 参加申込書」を  
sgaku@city.warabi.saitama.jp へ送信してください。
- エ 申込期間 8月4日（月）～21日（木）午後5時まで

※参加多数の場合は、人数を制限させていただく場合があります。

また、施設には駐車場はありませんので、自動車でのご来館はご遠慮いただくか、周辺のコインパーキングなどをご利用ください。

### (3) 質問書の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間 令和7年8月25日(月)～29日(金)午後5時まで
- イ 受付方法 「様式13 指定管理者募集に関する質問書」に、必要事項を記入の上、sgaku@city.warabi.saitama.jp へ送信してください。
- ウ 回答方法 蕨市ホームページ(<https://www.city.warabi.saitama.jp/>)上で、9月9日(火)に公表します(質問者名は表示しません)。

※電話等による質問は一切受け付けませんので、ご了承ください。

### (4) 審査日

指定管理者候補者の選定に際し、以下のとおり申請者に対するプレゼンテーション及び、面接審査を実施します。

- ア 開催日 令和7年10月上旬
- イ 留意事項 出席者は1団体3名までとし、プレゼンテーション25分間、質疑応答15分間の合計40分間程度を予定しています。

※正式な日時については、通知にてお知らせいたします。

## 10 指定管理者の指定後の手続き

### (1) 指定管理者の指定及び告示

指定管理者の指定は、12月の蕨市議会の議決を経て、蕨市教育委員会が指定します。  
なお、指定後速やかに告示します。

### (2) 基本協定の締結

指定管理者の指定後、業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、教育委員会と指定管理者との協議により定め、基本協定を締結します。

### (3) 事務引継ぎ等

指定期間の始期から円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう、事前準備及び前指定管理者と引継ぎを行うものとし、引継ぎ等に係る経費は、指定管理者の負担とします。

### (4) 年度協定の締結

毎年度当初に指定管理料等を定める年度協定を締結します。

### (5) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 11 問合せ先

蕨市教育委員会 教育部 生涯学習スポーツ課

住 所 〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目 14 番 15 号

電 話 048 (433) 7729 F A X 048 (433) 7731

メ ー ル [sgaku@city.warabi.saitama.jp](mailto:sgaku@city.warabi.saitama.jp)

開庁時間 平日午前8時30分～午後5時15分

土曜日・日曜日・祝日は、閉庁日となります。